

# 令和元年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務仕様書

## 1 業務目的

本業務は、「令和元年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）」に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ（以下、「シカ」という。）の捕獲作業を実施するものである。

## 2 業務の内容

### (1) 実施地域

- ① 三八地域：八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
- ② 白神山地周辺地域：鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村

### (2) 捕獲実施期間

令和元年11月1日から令和2年3月20日まで

### (3) 猟法

- ① 銃 猟：巻狩り、忍び猟
- ② わな猟：はこわな

はこわなの設置期間は、1箇所当たり15回程度とする。

### (4) 出猟記録及び捕獲場所や個体の記録等

出猟記録や捕獲した個体（錯誤捕獲した個体を含む。）については、捕獲場所のGPS座標、雌雄、成若、年齢（推定できる場合）、全長、体長、体高、胸囲、体重等の情報を記録する。

また、はこわなの設置日及び設置箇所（GPSデータ含む）を記録し、管理番号を割り振る。

### (5) その他

放射能や人畜共通感染症に係る検査のための検体提供に努めること。

## 3 業務計画書

(1) 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 業務工程
- ③ 業務組織計画
- ④ 打合せ計画
- ⑤ 成果品の内容、部数
- ⑥ 連絡体制（緊急時対応含む）
- ⑦ シカの捕獲手法及び捕獲計画
- ⑧ 捕獲の規模、回数等
- ⑨ 業務遂行体制及びスケジュール
- ⑩ 関係者（市町村、土地所有者、地元警察等）との調整方法
- ⑪ 施工管理
- ⑫ 安全管理

- ⑬ 捕獲した個体の処分方法
- ⑭ 周辺的生活環境への配慮
- ⑮ 交通管理対策、仮設備計画
- ⑯ その他

なお、仮設備は、受託者の責任者において行うものとする。

- (3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度委託者に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、委託者が指示した事項については、更に詳細な業務計画書に関する資料を提出しなければならない。

#### 4 企画提案する内容

上記「2 業務の内容」に基づき、以下の事項については提案すること。

なお、各事項の提案理由についても記載すること。

##### (1) 捕獲規模

- ① 実施地域毎の各月の出猟日及び人員
- ② 実施地域内の銃猟実施予定箇所及びわな設置予定箇所

##### (2) 捕獲情報の収集

- ① 作業日報の様式及び管理方法
- ② 実績の集計方法及び様式

##### (3) 安全管理

安全確保のための体制の構築、地域住民や関係者等に対する事業内容の周知及び緊急時（事故発生時）の対応方法

#### 5 留意事項

##### (1) 事前手続き

業務実施にあたっては、事前に以下の手続きを行った後、捕獲作業を行うこと。

- ① 本業務は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「法」という。）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業であり、シカ捕獲は法第 8 条の適用除外となるが、法第 14 条の 2 第 9 項において準用する法第 9 条第 8 項の規定により、青森県知事に対して従事者証交付申請を行い、従事者証が交付された後に、捕獲業務に従事すること。
- ② 受託者は、土地管理者の同意取得の他国有林内で捕獲を行う場合の入林届、自動撮影カメラ設置に係る許認可、冬期通行止め道路の通行許可等必要な手続きについては、受託者が行うこととする。
- ③ 公道上から発砲する場合は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等による手続きや関係者との調整が必要になるため、あらかじめ委託者と協議しなければならない。
- ④ 受託者は、シカ以外の獣類が捕獲されることが十分想定される場合は、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、「鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可申請書」を県に提出し許可を得ること。
- ⑤ 受託者は、はこわなの設置場所全ての地権者を確認し、設置の承諾を事前に得ること。

- ⑥ ①から⑤のほか、事業実施に必要となる各種申請・届出については受託者において確実に実施すること。
- ⑦ 受託者は、関係市町村等に事業計画及び従事者の説明を行い、事業内容を十分に周知すること。

## (2) 捕獲等の実施

- ① 銃猟による捕獲は、事故防止のため、発射の必要があるとき以外は装薬しないこと。また、発射の際は矢先の安全確認を確実に行わなければならない。
- ② 銃器の取扱いに当たっては、銃砲刀剣類所持取締法（昭和 33 年法律第 6 号）及び火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）等の関係法令を遵守しなければならない。
- ③ 本事業は指定管理鳥獣捕獲等事業として実施することから、受託者が事業に使用する実包は、公安委員会から猟銃用火薬類等の譲受けの許可を受けたものでなければならない。
- ④ 本事業は指定管理鳥獣捕獲等事業として実施することから、受託者が事業に使用する実包を消費する際は、公安委員会から猟銃用火薬類等の消費の許可を受けなければならない。
- ⑤ 捕獲業務に当たって無線機や狩猟用発信器を使用する場合は、電波法を遵守しなければならない。
- ⑥ はこわなを設置する際（設置場所を移動する場合を含む。）は、当該市町村及び、国有林を含む場合は管轄の森林管理署にその旨を連絡すること。
- ⑦ 捕獲等を行う際は、(1) ①で交付を受けた従事者証を常に携帯すること。
- ⑧ 地元住民等への注意喚起のため、捕獲実施場所では、捕獲等を実施している旨を記載した表示物を掲示すること。
- ⑨ 捕獲従事者は、法第 9 条第 12 項、法第 14 条の 2 第 9 項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 17 項及び第 13 条の 9 第 10 項の規定により、猟具ごとに以下の事項を記載した標識の装着等を行うこと。

(共通)

・住所、氏名

(指定管理鳥獣捕獲等事業関係)

・従事者証の交付を受けた県知事名、委託した県の名称及び事業の実施期間、捕獲をしようとする鳥獣の種類

(許可捕獲関係)

・許可証に記載された県知事名、許可の有効期間、許可証の番号、捕獲をしようとする鳥獣の種類

- ⑩ はこわなの設置について、止めさしは 2 名以上での実施を原則とし、シカが捕獲された場合は速やかに止めさしするとともに、捕獲許可を取得した野生鳥獣以外の野生鳥獣が捕獲された場合やツキノワグマ及びカモシカが錯誤捕獲された場合は、放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲された場合は、シカと同様の方法により、適切に処分する。

## (3) 捕獲情報の収集

- ① 捕獲個体は、別に定める様式により捕獲日、捕獲方法、雌雄別、幼成獣別、角の形状等を記録する。

- ② 写真撮影は、捕獲場所ごとに割り振られた個体番号を付け、巻尺等を当てて、個体サイズが判別できるようにし、原則として、撮影者から見て捕獲個体の脚が下向きになり、その際、頭部が右側になる（右横腹が写る）状態で、捕獲個体に、捕獲日をスプレー等でマーキングし、捕獲従事者が入った遠景と、捕獲個体のみ  
の近景写真を撮影する。（捕獲個体の胴体の記入が困難な場合は、必要事項を記載した看板等を入れて撮影する。）

なお、撮影には、GPS機能付きカメラを用いること。

#### （４）捕獲後の処理

- ① 捕獲個体の処理については原則回収し、埋設とする。  
② 埋設を行う場合は、埋設の様子を捕獲した個体の個体番号が判別できる形で写真を撮影すること。

なお、自家消費を行う場合、消費部位の処分は市町村における廃棄方法に従い適切に行うこと。

- ③ 本業務で捕獲した個体については、市町村における捕獲奨励金などの事業に使用してはならない。

#### （５）その他

- ① 受託者が委託者から借り受けたはこわなや当該事業で購入したはこわな及びGPS機能付きカメラ等は、業務完了後、委託者に返還するものとする。  
② 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「所有権等」という。）は、青森県が保有するものとする。  
③ 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。  
④ 納入される成果品に既存著作権物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。  
⑤ 青森県に狩猟者登録している場合であっても、業務従事中は、狩猟を行わないこと。